

林業種苗法による生産事業者の登録の変更

林業種苗法第14条第1項の規定により、次の生産事業者に係る登録は失効しました。

令和8年3月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の名称 及び所在地
	氏名又は名称	住所		
20	難波 篤康	厚木市下荻野 410	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	難波園 厚木市下荻野 410
57	近藤 増男	小田原市久野 1083	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	小田原植木 小田原市久野 1083
70	高橋 義雄	小田原市久野 756	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	高橋種苗 小田原市久野 756
72	近藤 康雄	愛甲郡愛川町 中津 5618	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	藤屋種苗園 愛甲郡愛川町 中津 5618